

畜産高度化支援リース事業実施要領一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>畜産高度化支援リース実施要領 平成 22 年 5 月 28 日 22 畜機第 448 号制定 【略】 平成 29 年 4 月 19 日 29 畜機第 062 号一部改正 <u>平成 30 年 3 月 27 日 29 畜機第 859 号一部改正</u></p> <p>前文 【略】</p> <p>第 1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義 【略】</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 借受者の範囲等 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 団体等</p> <p>a 【略】</p> <p>b 飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）及び堆肥センター</p> <p>(イ) (ア) の b の飼料生産組織にあつては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>a 次の (a) から (j) までのいずれかの組織形態の飼料生産組織であること。</p> <p>(a) ～ (b) 【略】</p> <p>(c) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(d) 【略】</p> <p>(e) 農事組合法人（<u>農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>(f) 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構</p>	<p>畜産高度化支援リース実施要領 平成 22 年 5 月 28 日 22 畜機第 448 号制定 【略】 平成 29 年 4 月 19 日 29 畜機第 062 号一部改正</p> <p>前文 【略】</p> <p>第 1 事業の内容等</p> <p>1 リース事業の内容及び用語の定義 【略】</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等</p> <p>(1) 経営リース</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 借受者の範囲等 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 団体等</p> <p>a 【略】</p> <p>b <u>次に掲げる要件を満たす飼料生産組織</u>（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）及び堆肥センター</p> <p>(イ) (ア) の b の飼料生産組織にあつては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>a 次の (a) から (j) までのいずれかの組織形態の飼料生産組織であること。</p> <p>(a) ～ (b) 【略】</p> <p>(c) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）</p> <p>(d) 【略】</p> <p>(e) 農事組合法人（<u>農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。</u>）</p> <p>(f) 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構</p>

若しくは畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、又は農地所有適格法人（農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。)となっているものに限る。)

(g) 【略】

(h) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号) 第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。以下同じ。)

(i) 3 戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の i から iii までのすべての要件に適合するもの

i ~ ii 【略】

iii 貸付対象施設等の貸付を受けた年度末までに、(e) から (h) までの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること

(j) 【略】

b 次の (a) 及び (b) のいずれかに該当する飼料生産組織であること。

(a) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から 3 年度目。以下同じ。）までに、事業実施年度の前年度又は過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上とすること

(b) ~ (c) 【略】

(ウ) (ア) の b の堆肥センターにあつては、次の a から k までのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が 3 戸以上で構成されるものとする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 公社

d 農事組合法人

e 特定農業団体

若しくは畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、又は農地所有適格法人（農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下この項に同じ。)となっているものに限る。)

(g) 【略】

(h) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。)

(i) 3 戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の i から iii までのすべての要件に適合するもの

i ~ ii 【略】

iii 平成 28 年度末までに (e) から (h) までの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること

(j) 【略】

b 次の (a) 及び (b) のいずれかに該当する飼料生産組織であること。

(a) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあつては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から 3 年度目。以下同じ。）までに、平成 26 年度又は過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha 以上とすること

(b) ~ (c) 【略】

(ウ) (ア) の b の堆肥センターにあつては、次の a から k までのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が 3 戸以上で構成されるものとする。

a 農業協同組合連合会

b 農業協同組合

c 公社（地方公共団体が出資している法人をいう）

d 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23

<p>f～k 【略】</p> <p>(エ) 個人、法人等</p> <p>a 【略】</p> <p>b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地所有適格法人に該当する株式会社又は持分会社（以下「会社」という。）以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(a) 資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えないもの（以下「中小法人」という。）</p> <p>(b) 会社の総株主又は総出資の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が中小法人以外の会社の所有に属していないもの</p> <p>c～d 【略】</p> <p>ウ 借受団体及び再借受者 団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの（エ）の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けることができる。</p> <p>(2) 食肉リース</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>(ア) アの（ア）及び（イ）の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 【略】</p> <p>(b) 食肉販売事業協をもつて組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。） ただし、中古機械等を貸付けるにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売事業連の組合員とすることができる</p>	<p>条第4項に規定する団体をいう。）</p> <p>f～k 【略】</p> <p>(エ) 個人、法人等</p> <p>a 【略】</p> <p>b 養畜の事業を行う法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社以外の会社にあつては、次に掲げるものに限る。</p> <p>(a) 次のすべての要件に該当するもの（以下「中小法人」という。）</p> <p>i 資本の額又は出資の総額が3億円を超えないこと。</p> <p>ii 常時使用する従業員の数が300人を超えないこと。</p> <p>(b) 会社の総株主又は総出資の議決権の過半数が中小法人の要件に該当しない同一の会社の所有に属していないもの又はその3分の2以上が中小法人の要件に該当しない複数の会社の所有に属していないもの</p> <p>c～d 【略】</p> <p>ウ 借受団体及び再借受者 団体等は、借受団体となることができ、団体等の構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人の構成員等を除く。）又はイの（イ）の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けることができる。</p> <p>(2) 食肉リース</p> <p>ア 【略】</p> <p>イ 借受者の範囲等</p> <p>(ア) アの（ア）及び（イ）の貸付対象施設等</p> <p>a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(a) 【略】</p> <p>(b) 食肉販売事業協をもつて組織する協同組合連合会であつて、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの（以下「食肉販売事業連」という。）ただし、中古機械等を貸付けるにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売事業連の組合員とすることができる</p>
--	--

<p><u>件を満たす食肉販売事業連の組合員とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 中小法人であること。</li> <li>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</li> </ul> <p>(c) ~ (e) 【略】</p> <p>(f) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であつて、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの。</p> <p>b ~ c 【略】</p> <p>(イ) 【略】</p> <p>(3) 生乳リース ア ~ ウ 【略】</p> <p>第2 貸付期間</p> <p>1 貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を参考にして、理事長が定めるものとする。なお、中古機械等の貸付期間については、「<u>中古機械・装置の貸付に関する基準</u>」（平成27年4月3日付け27環機第354号）によるものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3 貸付料</p> <p>1 ~ 3 【略】</p> <p>4 貸付料の額 計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 中小法人であること。</li> <li>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</li> </ul> <p>(c) ~ (e) 【略】</p> <p>(f) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であつて、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの。</p> <p>b ~ c 【略】</p> <p>(イ) 【略】</p> <p>(3) 生乳リース ア ~ ウ 【略】</p> <p>第2 貸付期間</p> <p>1 貸付施設等の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を参考にして、理事長が定めるものとする。なお、中古機械等の貸付期間については、「<u>中古機械・装置の貸付に関する基準</u>」として別に定める。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3 貸付料</p> <p>1 ~ 3 【略】</p> <p>4 貸付料の額 計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付き</p>
--	---

リース事業を利用したことがある者にあつては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。)がない者に限る。)が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる(貸付施設等が中古機械等である場合を除く。))。

ア 経営リース

- (ア) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であつて、かつ、機構のリース事業(補助付きリース事業を含む。)を利用した実績があること。
- (イ) 畜産経営を行っている認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (ウ) 畜産経営を行っている女性経営者であること。
- (エ) 家畜・畜産物に係るGAP又は農場HACCPの認証農場経営者又は認証取得に必要な施設等を借り受ける者であること。
- (オ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

イ 食肉リース

- (ア)～(ウ) 【略】
- (エ) 指定認定機関から食肉若しくは食肉製品のHACCP等の認証を受けた者又は認証を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。

ウ 生乳リース

- (ア) 指定認定機関から乳若しくは乳製品のHACCP等の認証を受けた者又は認証を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。

エ 【略】

(3)～(6) 【略】

5～6 【略】

第4～第6 【略】

第7 貸付施設等の維持管理等

リース事業を利用したことがある者にあつては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。)がない者に限る。)が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる(貸付施設等が中古機械等である場合を除く。))。

ア 経営リース

(ア) 特別対策機械(従前の畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領(平成17年8月30日制定)第1に定める特別対策機械に該当する施設等をいう。)を借り受ける者であること。

- (イ) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であつて、かつ、機構のリース事業(補助付きリース事業を含む。)を利用した実績があること。
- (ウ) 畜産経営に係る認定農業者又は認定新規就農者であること。
- (エ) 畜産経営に係る女性経営者であること。
- (オ) 畜産経営に係るJGAP認証取得者、農場HACCP認証取得者又は認証取得に必要な施設等を借り受ける者であること。
- (カ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。

イ 食肉リース

- (ア)～(ウ) 【略】
- (エ) 指定認定機関から食肉若しくは食肉製品のHACCP認定を受けた者又は認定を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。

ウ 生乳リース

(ア) 過去3年度内における生乳リースの借受実績が9,000万円以上である者であること。

- (イ) 指定認定機関から乳若しくは乳製品のHACCP認定を受けた者又は認定を受けるために必要な施設等を借り受ける者であること。

エ 【略】

(3)～(6) 【略】

5～6 【略】

第4～第6 【略】

第7 貸付施設等の維持管理等

<p>1 維持管理の原則</p> <p>(1) 借受者は、<u>当該貸付施設等の譲渡を受けるまでの間、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第8 事故等の発生の場合の措置</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 <u>機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由による貸付施設等の滅失等</u></p> <p>(1) <u>借受者は、貸付契約の締結日以降に、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等の使用が著しく困難になったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額で買い取らなければならない。</u></p> <p>(2) <u>借受者は、貸付契約の締結日以降に、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を機構に支払わなければならない。</u></p> <p>5 災害等の場合の貸付料等の免除</p> <p>著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。</p> <p>第9～第12 【略】</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 【略】</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約について</p>	<p>1 維持管理の原則</p> <p>(1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第8 事故等の発生の場合の措置</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 災害等の場合の貸付料等の免除</p> <p>著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。</p> <p>第9～第12 【略】</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 【略】</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約について</p>
---	---

は、9.0%とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については8.9%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第15 【略】

附 則 (平成30年3月30日29農畜機第7072号承認)

この実施要領の一部改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表1～別表3 【略】

は、9.0%として算定する。

その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第15 【略】

別表1～別表3 【略】

別紙様式の1（直接リース）【略】

様式1号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース）

1 経営・財務の内容について

【略】

注1)～注3) 【略】

注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：  
経常利益③×0.7+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は0.7を乗せず）

2～4 【略】

【添付書類】

1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期並びに直近の残高試算表を提出）

個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの  
第一表、借入金の明細

法人の場合：【略】

2 納税証明書（その3、税務署発行のもの）

3 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（3）のAの（ウ）の認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写し及び経営改善計画書の写しを提出

4～7 【略】

別紙様式の1（直接リース）【略】

様式1号

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（経営リース）

1 経営・財務の内容について

【略】

注1)～注3) 【略】

注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：  
経常利益③×0.6+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は0.6を乗せず）

2～4 【略】

【添付書類】

1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出）

個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの  
第一表

法人の場合：【略】

2 納税証明書

3 附加貸付料の低減料率が、実施要領第3の4の（3）のAの（ウ）の認定農業者である場合は、農業経営改善計画認定書の写しを提出

4～7 【略】

<p>様式2号 貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（食肉リース）</p> <p>1 経営・財務の内容について 【略】 注1) 【略】 注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合： 経常利益③×<u>0.7</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は<u>0.7</u>を乗せず）</p> <p>2～4 【略】</p> <p>【添付書類】</p> <p>1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期<u>並びに直近の残高試算表</u>を提出） 個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの 第一表、<u>借入金の明細</u> 法人の場合：【略】</p> <p>2 <u>納税証明書（その3、税務署発行のもの）</u></p> <p>3～6 【略】</p>	<p>様式2号 貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（食肉リース）</p> <p>1 経営・財務の内容について 【略】 注1) 【略】 注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合： 経常利益③×<u>0.6</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は<u>0.6</u>を乗せず）</p> <p>2～4 【略】</p> <p>【添付書類】</p> <p>1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出）  個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの 第一表 法人の場合：【略】</p> <p>2 納税証明書</p> <p>3～6 【略】</p>
---	---

<p>様式3号 貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（生乳リース）</p> <p>1 経営・財務の内容について 【略】 注1) 【略】 注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合： 経常利益③×<u>0.7</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は<u>0.7</u>を乗せず）</p> <p>2～4 【略】</p> <p>【添付書類】</p> <p>1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期<u>並びに直近の残高試算表</u>を提出） 個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの 第一表、<u>借入金の明細</u> 法人の場合：【略】</p> <p>2 <u>納税証明書（その3、税務署発行のもの）</u></p> <p>3～8 【略】</p>	<p>様式3号 貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（生乳リース）</p> <p>1 経営・財務の内容について 【略】 注1) 【略】 注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合： 経常利益③×<u>0.6</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は<u>0.6</u>を乗せず）</p> <p>2～4 【略】</p> <p>【添付書類】</p> <p>1 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出）  個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの 第一表 法人の場合：【略】</p> <p>2 納税証明書</p> <p>3～8 【略】</p>
---	---

<p>別紙様式の2（間接リース） 畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>本文【略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 【略】</p> <p>2 <u>貸付申請施設等の導入理由</u></p> <p>3 <u>貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方</u></p> <p>4 <u>借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件</u></p> <p>別紙様式の2の1及び別紙様式の2の2 【略】</p>	<p>別紙様式の2（間接リース） 畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書 （〇〇〇リース）</p> <p>本文【略】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 【略】</p> <p>2 <u>貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方</u></p> <p>3 <u>借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件</u></p> <p>別紙様式の2の1及び別紙様式の2の2 【略】</p>
--	---